

社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書が発行されます

— 年末調整・確定申告まで大切に保管を！ —

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和5年中（令和5年1月1日～令和5年12月31日）に納められた保険料の全額です（令和5年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送時期	対象者
① 令和5年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	令和5年1月1日から令和5年9月30日までの間に 国民年金保険料を納付された方
② 令和6年2月上旬	令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に 国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます）

なお、ご家族（配偶者やお子さんなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

☎ねんきん加入者ダイヤル（ナビダイヤル） ☎0570(003)004
※ 050 から始まる電話の場合は、☎03(6630)2525